

和財第1号  
平成20年(2008年)4月1日

各局長様

財政局长

平成20年度予算執行方針について

平成20年度も、本市の財政状況は引き続き厳しい状況が見込まれる。

当初予算では、繰出金や扶助費が引き続き増加し、歳入では、都市計画税の改定による増額が見込めるものの、地方譲与税や地方交付税の減額となる見込みから、行政改革推進債などで補填するかたちの予算編成となった。

現在、特別会計に多額の累積赤字を抱える本市は、平成20年度決算から本格施行される「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の下では、財政の早期健全化が求められる「財政健全化団体」となることは避けられず、さらに赤字の拡大が続けば財政再生団体に陥る可能性さえある。このため、各特別会計の健全化計画を推し進め単年度収支の改善を進める一方、全会計で歳出全般にわたる見直しを行い、一般会計の歳出を可能な限り抑制し、特別会計の支援に充てるなど、連結実質赤字比率の引き下げに特に注力し、更なる財政の健全化を進める必要がある。

したがって、平成20年度の予算執行に当たっては、各局においても財政状況を充分認識した上で、より一層徹底した歳出抑制や歳入確保に努めていただきたい。行財政改革実施計画や各会計の健全化計画の確実な進捗を図ることは勿論、事業の見直しや事務改善に積極的に取り組み、将来を見据えて、より効率的な事業執行を模索していただきたい。

また、特別会計については、独立採算を原則とし、会計内での収支均衡を図るべきものであることに鑑み、各健全化計画に基づき収支の改善を図ること。

以上のことから勘案し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第1項及び和歌山市財務規則(昭和39年規則第15号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、次とおり予算執行方針を定めたので通知する。

また、公社等の外郭団体についても同様に周知徹底し、各局において執行管理等の指導等を行っていただきたい。

1 一般的事項

- (1) 本年度においても、「財源配分型予算編成」により各局の自己決定・自己責任の原則に基づき当初予算を編成したので、年度途中の補正は制度の改正に伴うもの、災害等緊急に必要なもの以外行わない方針であるから、周到な執行計画を立てて予算の効率的運用に努めること。
- (2) 国庫支出金、県支出金、地方債等の特定財源の充当を予定している事業については、財政局長が特に認めたもの以外は、当該収入が確定した後でなければ執行することができないものであるので留意すること(規則第13条第1項)。

なお、特に道路特定財源の充当を予定している事業については、国の動向が明らかになるまで原則として執行を凍結すること(必要がある場合には、財政課と協議すること)。

- (3) 普通建設事業のうち、補助事業については、國の方針を踏まえた速やかな執行に努め、地

方単独事業については、弾力的、機動的な執行を心掛け、早期着工、早期完了に努めること。

なお、特に、年度末に起工が集中する傾向にあるので、各課において必ず、年間の起工計画を作成の上、予算支出負担行為監理員（以下「監理員」という。）の決裁を得て、事業の計画的な執行管理を行うこと。

- (4) 予算の執行を伴うこととなる規則、要綱等を定める場合は、あらかじめ（府議又は政策調整会議へ付議する必要がある場合は、付議する前に）財政局長と協議しなければならないこととされているので、留意すること（規則第27条）。
- (5) 当該年度又は翌年度以降の国庫・県補助金等の申請又はその準備行為（要望）を行う場合は、財政局に合議すること。
- (6) 予算執行に当たっては、地方自治法、和歌山市財務に関する条例（昭和39年 条例第12号）、規則、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号。以下「契約規則」という。）等を遵守し、必ず支出負担行為等の決裁を得て、不正不当な執行とならないよう留意すること。  
また、添付書類、資金前渡できる経費の範囲など規則を遵守し、適正な執行を図ること。  
さらに、契約規則の遵守についても充分留意すること。
- (7) 昨年度に引き続き「成果上乗せ方式」による予算制度を導入し、予算執行において使い切り予算を排除するため、事務事業の執行方法、基準などを各課で自主的に見直し、計画的で効率的な予算執行を図ることにより節減された一般財源の2分の1以上を翌年度に再配分することとしているので留意すること（平成20年度当初予算編成説明会資料参照のこと）。
- (8) 長期継続契約については、要綱（「物品の借り入れ等に対する長期継続契約に関する取扱要綱の制定について」（平成17年3月24日付け和財第711号））を改正して、事務機器等に関する保守委託契約等適用できる範囲を広げているので、活用し契約事務の効率化及び経費の削減に努めること。
- (9) 債務負担行為及び長期継続契約に係る支出負担行為の実施伺いについては、すべて財政課長へ合議することとなっているので留意すること。（契約締結後の各年度の支出負担行為及び既に契約済みのものは除く。）

## 2 歳入について

- (1) 市税及び使用料・手数料については、本市の重要な自主財源であることから、収納対策事業の強化により収納率向上を図ること。また、滞納繰越分については、その要因を分析した上で、積極的な収納対策を講じ、その解消に努めること。
- (2) 各種有料施設については、利用状況が低下しているもの及び施設本体の有効利用が図られていないものについては、その要因を分析し、利用促進に努めること。
- (3) 国・県支出金等については、事務事業の進捗状況に応じて積極的に概算請求を行うなど、早期収入の確保に努めること。
- (4) 遊休資産等で具体的な活用計画がなく売却可能な資産については積極的に売却に努め、財源の確保を図ること。

## 3 歳出について

- (1) 物件費等の一般行政経費の膨脹は、財政運営を硬直化させる要因となるので、これら諸経費の執行に当たっては、細かい配慮の上計画的で有効な執行に努めること。
  - ア 時間外勤務手当  
補正、流用を行わないでの、事務処理の合理化・効率化に努め、計画的な事務執行を図

り、抑制に努めること。

#### イ 賃金

事務事業の見直し、改善、合理化に努め、一時的、季節的な業務の増加については、局長の判断で適宜、局内異動することが可能となっているため有効に人員配置すること。

#### ウ 旅費

原則として補正、流用を行わない方針であること。管外出張旅費については、形式的、定期的に県外で行われる各種大会、諸会議への参加、同一目的、同一先への同行出張は、経費節減のため必要最小限にとどめること。

また、会議への出席等による管外出張と視察研修を兼ね合わせるなど工夫をし、旅費の節減を図ること。

#### エ 消耗品費

庁内向け文書の配布には、庁内 LAN を利用するなどして用紙類の節約に努めること。特に、コピー機の利用が過度の状況にあるので、大量の複写については総務課分室の高速複写印刷機を利用するとともに、両面刷りを行いコストの削減に努めること。環境保全の観点から、用紙類について再生紙の利用やペーパーレス化に努め、より一層の節減を図ること。

また、図書追録代が予算の大半を占めている課がみられるので、活用の少ない図書の整理を行い、経費の節減に努めること。

#### オ 食糧費

補正、流用を行わないので、会議等の開催時間の工夫及び集中審議等を行い、他都市からの視察時における応対職員数についても最小限にとどめること（原則2名以下）。

また、茶菓については、缶飲料等で対応すること（少人数の場合、各部局主管課で一括購入の上で執行管理する方法等で対応）。

#### カ 光熱水費

廊下の電灯の消灯、休憩時の事務室の消灯、冷暖房機の効率的運用等全職員が一体となって節電、節水に努めること。

#### キ 印刷製本費

印刷物については、その効果等について充分研究し、ホームページへの掲載などに切り替えるなど工夫すること。

また、総務課分室の高速複写印刷機（製本も可）を利用できる印刷物については、当該印刷機を利用して経費の節減に努めること。

再生紙の利用促進を図るために、エと同様、封筒、小冊子、パンフレット等諸印刷物についても、再生紙の使用に努めること。

#### ク 所々修繕料、機械修繕料

所々修繕料については、予定価格が50万円以下のものとし、「和歌山市所々修繕料等に係る事務処理基準」を適用のうえ適正な執行に努めること。機械修繕料については、50万円以下のものは、「和歌山市所々修繕料等に係る事務処理基準」を、50万円を超えるものは「和歌山市機械修繕料にかかる事務処理基準」を適用のうえ適正な執行に努めること。

#### ケ 通信運搬費

特に緊急の場合を除き、携帯電話への通話を控えること。

## ニ 機械等借上料

複写機等をはじめとする事務機器の機械等借上料にかかる長期継続契約については、対象機器を広げるとともにその保守委託契約についても長期継続契約できるようになっているので、事務の効率化を図ること。

また、事務機器等の賃借を行う場合において前金払をすることにより有利に契約できるもの（複写機等の事務機器の再リース）については、前金払で年度当初の1回払いを行うことができるので、適正に執行すること（規則第59条第6号）。

## サ 委託料

費用対効果を考慮し、単なる人件費の振替的な委託（いわゆる「事業の丸投げ」）とならないように、委託の効果について十分把握し、事務事業の見直しも含め、精査し執行すること。なお、随意契約による場合は、あらかじめ契約規則第7条の規定に準じて予定価格を定め、2人以上の者から見積書を徴収し適正に執行すること。

また、「各課で施行する入札（見積）参加資格審査の要件について」（平成10年2月23日付け和財第875号）を参照の上、入札（見積）参加資格要件を確認すること。その際納税状況については完納証明書等を徴収することにより適正に処理すること。

測量、設計及び調査委託については、必ず建設総務課に入札依頼し、業者決定を行うこと。

また、一件50万円を超える業務委託については、原則として調達課で入札により業者決定を行うため、事務処理に遗漏なきよう留意されたいこと。

なお、「機器を設置し、遠隔操作で建物設備管理を行う業務」と「施設の総合的な維持管理に関する業務委託（業務を履行する受託者に対し特別な訓練が必要なものに限る。）」についても、長期継続契約ができるようにしているので、事務の効率化を図ること。

## シ 備品購入費

庁用器具等については、現有器具の再点検、効率的使用に努め、新規購入に当たっては、今後の維持経費等についても考慮し、特に必要と認められるものに限ること。本庁内の戸棚、キャビネットの購入は認めていないので、書類の整理を行うとともに地下書庫の有効利用を図ること。

## ス 補償、補填及び賠償金

家屋修理等補償金については、工事施工時に被害が発生するおそれがある場合、必ず事前に写真撮影等の調査を行うこと。

なお、施工前の損傷箇所の写真等により損害の原因が当該工事で生じたものであると証明されない限り、予算要求は認めないので十分留意すること。

(2) 補助金、交付金等については、その計画内容を充分把握して事業補助的性格の補助金、交付金は原則として完了払いとすること。また、運営補助的性格の補助金、交付金で1件100万円以上のものは、原則として分割払いとすること。

また、補助金交付事務については、「補助金等の交付事務に係る処理方法について」（平成19年3月22日付和財第475号・和行管第99号）に基づき、適正に執行すること。

(3) 投資的経費については、早期発注、着工に努めることとし特に国県支出金、市債等の特定財源を充当する事業については、財源の確定後に直ちに着手できるよう準備すること。また、事業の進行管理について留意し、年度内に契約できない事業については、原則として減額措

置を行うこと。さらに、用地買収を伴う事業については、買収交渉完了に相当の日時を要し、これが事業の遅延の一要因にもなるため、より周到な計画を立てて事業の執行に努めること。

- (4) 工事請負費に係る設計変更は、起工後に予測し得ない事態が生じた場合を除いては、原則として認めないので、設計に当たっては、関係者との協議、技術的な検討を十分行い、後に変更の必要が生じないよう努めること。また、本件工事と密接な関連を有する工事については、別件で起工することを認めないので、十分留意すること。

また、設計図書等の取扱等については、「入札・契約制度改革に伴う事務の取扱いについて」(平成19年3月16日付 和建号外)に留意のうえ事務処理すること。

- (5) 公金の指定日払いの実施(平成9年9月11日付け和出第276号)に伴い、支払日は毎月5日及び20日となっているので、支出事務については留意すること。

#### 4 岁出予算の配当について

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第1項第2号及び規則第14条の規定に基づき、歳出予算の配当を実施すること。

- (2) 岁出予算の局、部及び課に対する配当は財政局長が行い(監理員の権限に属するものを除く。)、局及び部に配当された歳出予算のうち特定の節の区分に属する歳出予算の課への配当は監理員が行うものとすること(規則第14条第1項及び第3項)。

- (3) 平成20年度における歳出予算の配当は、次の方針によること。

ア 財政局長は、局、部及び課の所管に属するすべての歳出予算を年度当初において全額配当する。

イ 監理員の配当権限に属する特定の節の区分に属する歳出予算は、賃金、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費並びに参加負担金等(監理員が管理する経常経費)とする。

ウ 監理員は、イの歳出予算の配当に当たっては、規則第14条第4項の規定に基づいて歳出予算の一部を配当しないで留保することができる。この規定の適用については、次の方針による。

(ア) 各目に計上されている各課所管の歳出予算については、当初においてその全額を配当すること。

(イ) 賃金、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費並びに参加負担金等に係る歳出予算のうち各課の歳出予算を監理員が総括管理するため主管課所管の目に一括計上しているものについては、予算積算の内訳にとらわれず監理員の判断によって配当(配分)できるものとする。

- (4) 規則第20条の2により、予算配当(配分)についての財政局長から各局長への通知、並びに監理員から各部、各課への通知及び財政局長への通知は、財務会計システムへの登録をもってこれに代えることとする。

- (5) 追加配当(配分)は、原則として9月議会終了後に行うものとする。